平成２３年（フ）第２１０号
徳島県板野郡板野町大寺字王子154番地11、旧住所徳島県板野郡板野町那東字大道北７番地１
債務者　高田　松江
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１６号
徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字仮家49番地６
債務者　髙松　由美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１号
高知県須崎市大間西町５番26号
債務者　三本早百合
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第４１号
福岡県八女市岩崎147番地１　八女クリスタルハイム201号
債務者　竹下喜未男
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第６４号
福岡県田川市春日町９番16号、前住所福岡県遠賀郡水巻町緑ヶ丘２丁目16番16号
債務者　中川　勝則
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第６７号
福岡県田川市大字川宮1650番地１
債務者　中原めぐみ（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第２７９号
大分市敷戸台１丁目１番43―503号　福山通運社宅
債務者　田嶋　真也
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２９４号
大分県由布市挾間町下市424番地２
債務者　松本　直人
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１１４号
宮崎県日向市大字平岩948番地１
債務者　上野　真実
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第７号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根13番地
債務者　中川　知鶴（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第６７号
岩手県花巻市桜町１丁目264番地　コーポノンノン103号、前住所岩手県花巻市湯口字坂ノ上21番地２
債務者　渡邉　敬子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２５号
兵庫県揖保郡太子町東保82―１コーポタカダＡ―105、住民票上の住所兵庫県相生市竜泉町255番地の66
債務者　菊池　　太
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１６８号
広島県福山市山手町６丁目11番12号　ビーライン泉Ａ101、旧住所広島県福山市山手町２丁目２番12号　エクセレンテＢ201
債務者　河相　康惠
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第５７号
佐賀県唐津市原1223番地１　プリムローズⅢ203号室
債務者　山口千代美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１３号
長崎県対馬市美津島町大船越714番地
債務者　松村　勝江
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
長崎県対馬市厳原町宮谷132番地１　釜山アパート２―１、前住所長崎県対馬市厳原町久田道1620番地
債務者　小島　茂喜
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係